平成３０年（フ）第９３号
福岡県久留米市諏訪野町1694番地１　キングスコートＢ101号
債務者　横田由香利
１　決定年月日時　平成30年５月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第９号
福岡県八女市柳瀬678番地１　溝田アパート201号
債務者　宮川　説子
１　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
福岡県田川郡香春町大字採銅所6095番地　町浦団地401号
債務者　吉岡小百合
１　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第８６号
佐賀市巨勢町大字牛島644番地１　サニースポットスリー104
債務者　宮崎　明美
１　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
大分県別府市大字北石垣1017番地の４
債務者　浦　　幸吉
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８０号
宮崎県西都市大字三宅4208番地　市営稚児ケ池住宅524号
債務者　德渕　達彦
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１４５号
鹿児島県いちき串木野市東島平町403番地
債務者　平　めぐみ
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１４７号
鹿児島県日置市東市来町湯田314番地３
債務者　前田　正司
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第９８号
沖縄県糸満市字阿波根1575番地　ビレッジハウス阿波根３号棟406号室
債務者　宮國　一幸
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１１０号
沖縄県浦添市城間４丁目36番２－303号　県営城間団地
債務者　仲与根　勝
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１２１号
沖縄県那覇市字国場179番地３
債務者　島袋　松清
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第６２号
長野県安曇野市穂高有明8147番地３
債務者　及川　帰秋
１　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第６３号
長野県安曇野市穂高有明8147番地３
債務者　及川　里海（旧姓髙橋）
１　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第２８６号
京都市中京区新町通三条上る町頭町97番地４　エステムコート京都烏丸　704号
債務者　伊藤清三郎
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３３４号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１５棟504号
債務者　天矢　和行
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３５４号
京都市東山区東大路松原上る４丁目毘沙門町26番地５　トップラウンドホリバ402、前住所東京都葛飾区青戸１丁目５番８号　青戸マンション103号
債務者　渡邊多喜子
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係